

- 固定価格買取制度
- FIT
- アグリゲーター

「卒FIT」

太陽光発電の余剰電力買取制度の適用を受けて導入された住宅用太陽光発電設備が買取期間を終え、法律に基づく買取義務がなくなることを言います。

買取期間が終了した電源については、

- ①電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて自家消費すること
 - ②小売電気事業者やアグリゲーターに対して、相対・自由契約で余剰電力を売電すること
- により、買取期間終了後も有効に活用することが可能になります。

- 経済産業省・資源エネルギー庁では、卒FITを迎えられる対象ユーザーに向けて、ホームページ内に専用サイトを開設し、売電できる事業者一覧や、よくあるご質問の公開を行っています。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/